

I 静西教育事務所の方針及び業務

1 基本方針

各市町及び学校・園（以下、学校）の実態を把握し、学校が機能的に教育活動を推進できる組織づくりを支援するとともに、教職員一人一人の指導力及び業務遂行力等の向上を図り、児童生徒の健やかな成長に寄与する。

静西教育事務所は、本庁各課並びに総合教育センターと密接な連携を図り、「静岡県教育委員会組織規則」第12条に基づいた業務を遂行する。

教育事務所の業務は、「教育行政の基本方針」に基づいて企画・立案された事業を執行することである。事業執行に当たっての教育事務所の使命は、「義務教育の機会均等を保障し、教育水準の維持向上を図るため、地域に密着し、機能的に市町教育委員会を支援する拠点としての役割を果たすこと」であり、具体的には「各市町及び学校・園（以下、「学校」という。）の実態を把握し、各学校が機能的に教育活動を推進できる組織づくりを支援するとともに、教職員一人一人の指導力及び業務遂行力等の向上を図り、児童生徒の健やかな成長に寄与する」ことである。別の視点から言えば、指導と人事管理を一体的に進めることにより、市町教育委員会や学校の主体的な取組が推進されるよう、市町教育委員会及び学校を支援することである。

そのために、各市町、学校や地域のニーズを含めた実態を十分に把握した上で、総務課と地域支援課が力を合わせ、本庁各課及び総合教育センターとの連携を図り、計画的・継続的な諸施策の遂行に努める。さらには、監査・検査及び外部評価等を通して、随時、教育事務所として実効性の高い複合的な支援のあり方を模索し、更なる改善に努める。

2 運営方針

◎ 市町教育委員会及び学校の主体性の向上を促進し、信頼される魅力ある学校づくりを支援する。

＜キーワード＞ 『見つめる』『見通す』『進める』『深める』

平成26年度の組織再編から4年が経過し、改善を重ねながら、よりよい事務所のあり方を追求してきた。今一度、事務所のあり方を「見つめ」、これから為すべきことを「見通し」、具体的実践を通して「進め」、連携を「深める」ことで、市町教育委員会及び学校の主体性の向上を促進し、信頼される魅力ある学校づくりに繋げていく。

- (1) 教員等育成指標をはじめ、新学習指導要領、小中学校事務のあり方、人事評価制度など、変革期にある中で、本質・根っこを「見つめ」、現状を「見つめ」、教育事務所として為すべきことを「見つめる」ことにより、市町教育委員会や学校を支援する方向性を押さえる。
- (2) 数年後の子ども、教職員、学校の姿を「見通す」ことにより、今何をすべきか、いつ何をすべきかを考え、各種事業を線で捉えて企画・運営する。
- (3) 情報連携から行動連携へ、意識改革から行動改革へと実行力をもって「進める」ことにより、言葉だけで終わらせずに理念を具体的実践に反映させる。
- (4) 所員同士はもとより、教育事務所と本庁各課・総合教育センター・市町教育委員会・学校が語り合うことで議論を「深め」、意思疎通を図ることで連携・絆を「深める」ことにより、一体感をもって子どもの健やかな成長を後押しする。

3 業務遂行の重点

本年度は、「静岡県教員等育成指標」及び「静岡県教員研修計画」に基づく研修や人事異動を進めるとともに、新学習指導要領への円滑な移行、共同学校事務室の設置を見据えた小中学校事務のあり方、新たな人事評価制度の実施等を押さえ、地域に開かれた「信頼される魅力ある学校づくり」を支援するために、特に、以下の5点を業務遂行の重点として推進する。

- (1) 兼務連携の本格実施と共同学校事務室モデル地区における取組の推進による学校事務の組織的かつ効果的な事務処理体制強化の支援
- (2) 新学習指導要領への円滑な移行と「確かな学力」の育成に向けた授業改善の推進
- (3) 「静岡県教員等育成指標」に基づくキャリアステージに応じた資質・能力の育成に繋がる研修の実施
- (4) 「静岡県教員等育成指標」に基づく「新採から10年間で3所属経験」「同一校7年以上在籍者の異動」「各種交流や派遣等による計画的な育成」を根底に据えた人事の推進
- (5) 不祥事根絶「3ゼロ+2」を軸にした「信頼の創造」の推進

4 所掌事務

「静岡県教育委員会組織規則」において、教育事務所の所掌事務は次のように規定されている。(一部抜粋)

第10条 現地機関のうち、地域又は事項を限った事務局の機関として、次の表の左欄に掲げる機関を置くこととし、その位置及び所掌事務は、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

機関名	位置	所掌事務
静岡県静西教育事務所	掛川市	本庁の義務教育課が所掌する事務の一部のうち、榛原郡、周智郡、焼津市、藤枝市、島田市、掛川市、御前崎市、菊川市、牧之原市、袋井市、磐田市及び湖西市の所管区域に属する事務並びに地方自治法第252条の19第1項の指定都市の補助金に関する事務

第11条 次の表の第1欄に掲げる現地機関に、同表の第2に掲げる部を置き、それぞれの機関又は部に、第3に掲げる課を置き、さらに、それぞれの機関又は課に、第4に掲げる班を置く。

現地機関名	部名	課名	班名
静岡県静西教育事務所		総務課	総務班
		地域支援課	

第12条 前条に規定する現地機関の課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる現地機関及び同表の中欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。(略)

第12条に示された静西教育事務所各課の所掌事務は次のとおりである。

(1) 総務課

- ア 儀式及び典礼に関すること。
- イ 公印の管守に関すること。
- ウ 文書の保存に関すること。
- エ 職員の服務に関すること。
- オ 予算の経理その他会計事務に関すること。
- カ 所管財産の管理に関すること。

- キ 小学校、中学校及び義務教育学校の補助金に関すること。
- ク 市町の児童生徒就学援助費等補助金に関すること。
- ケ 所内諸規程に関すること。
- コ 統計調査に関すること。
- サ 小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担の事務職員の研修に関すること。
- シ 他課の主管に属さないこと。

(2) 地域支援課

- ア 小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園の設置及び廃止に関すること。
- イ 県費負担教職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- ウ 県費負担教職員の研修（総務課の分掌に属するものを除く。）に関すること。
- エ 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- オ 小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
- カ 小学校、中学校及び義務教育学校の運営指導に関すること。
- キ 小学校、中学校及び義務教育学校の教科用図書採択に関すること。
- ク 小学校、中学校及び義務教育学校の教科用図書の無償給与に関すること。
- ケ 障害のある児童及び生徒の就学についての判断並びに就学猶予及び免除者の指導に関すること。
- コ 小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制及び教職員定数に関すること。
- サ 小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級に関すること。
- シ 教育職員の免許に関すること。
- ス 市町教育委員会との連絡に関すること。
- セ 表彰その他栄典に関すること。
- ソ 小学校、中学校及び義務教育学校の学校体育、学校保健及び学校給食に関すること。
- タ 小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園の研究指導に関すること。
- チ 小学校、中学校及び義務教育学校の人権教育に関すること。

5 勤務環境改善

(1) 勤務実態把握

- ア データベース入力により、時間外勤務状況を把握する。
- イ やむを得ず時間外勤務を行う場合は、担当課長に事前申請・事前承認のうえ行う。
- ウ 所員個々の時差出勤の状況が分かるよう表示するとともに、その日の退庁予定時刻をホワイトボードに記入し、勤務の状況を見える化する。

(2) 勤務の原則と所員の意識改革

- ア 毎週水曜日及び毎月第3・4・5金曜日を「定時退庁日」とする。
- イ 出張日に緊急対応業務がなく、帰庁が勤務時間外になる場合は、上司に連絡したうえで直帰する。
- ウ スケジュール管理とタイムマネジメントを意識し、勤務終了時刻を押しえたうえで、効率的な業務遂行に努める。
- エ 所内会議は90分以内を目途とし、次第にタイムスケジュールを示して資料を事前配布するとともに、協議のポイントを明確にする。
- オ 真にやむを得ない場合を除き、18時以降の電話連絡を控える。

平成 30 年度 静西教育事務所グランドデザイン

◎静岡県総合計画
◎ふじのくに「有徳の人」づくり大綱 (H30～H33)
◎静岡県教育振興基本計画 (H30～H33)

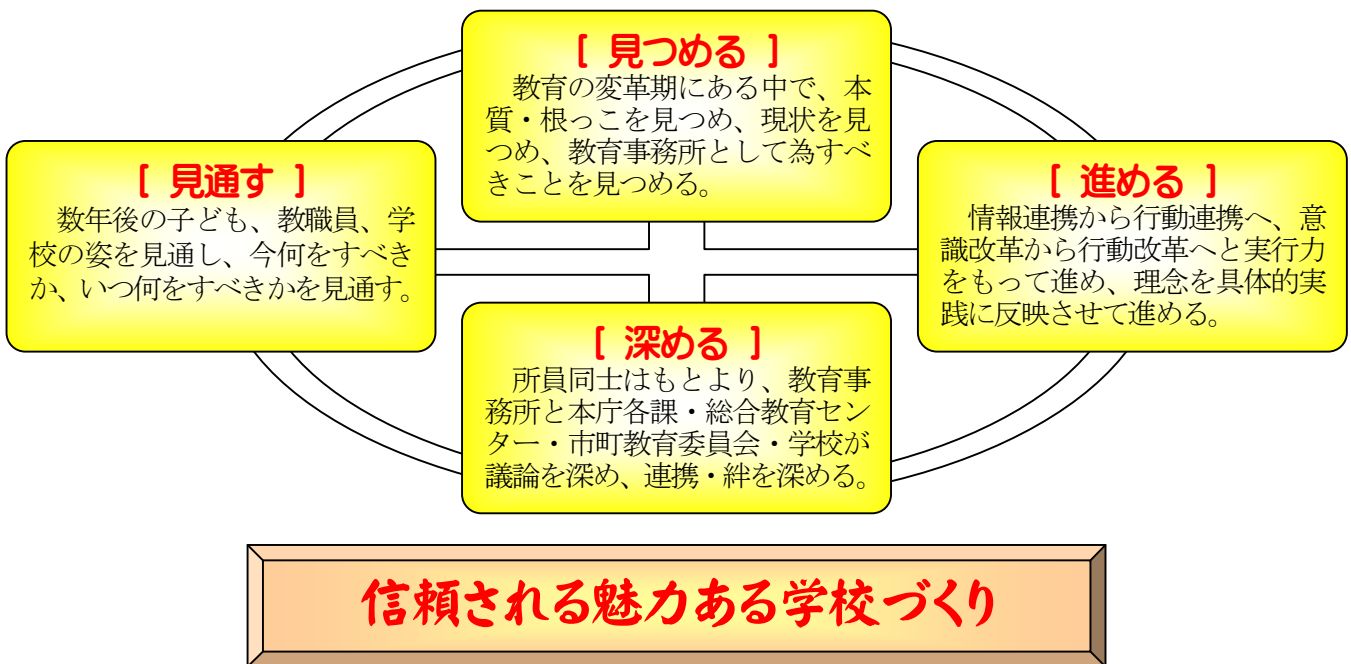
□□□ 基本方針 □□□
各市町及び学校・園（以下、学校）の実態を把握し、学校が機能的に教育活動を推進できる組織づくりを支援するとともに、教職員一人一人の指導力及び業務遂行力等の向上を図り、児童生徒の健やかな成長に寄与する。

◎静岡県教員等育成指標
◎静岡県教員研修計画
◎教育行政の基本方針

□□□ 運営方針 □□□

市町教育委員会及び学校の主体性の向上を促進し、信頼される魅力ある学校づくりを支援する。

<キーワード> 『見つめる』『見通す』『進める』『深める』



□□□ 業務遂行の重点 □□□

- 1 兼務連携の本格実施と共同学校事務室モデル地区における取組の推進による学校事務の組織的かつ効果的な事務処理体制強化の支援
- 2 新学習指導要領への円滑な移行と「確かな学力」の育成に向けた授業改善の推進
- 3 「静岡県教員等育成指標」に基づくキャリアステージに応じた資質・能力の育成に繋がる研修の実施
- 4 「静岡県教員等育成指標」に基づく「新採から10年間で3所属経験」「同一校7年以上在籍者の異動」「各種交流や派遣等による計画的な育成」を根底に据えた人事の推進
- 5 不祥事根絶「3ゼロ+2」を軸にした「信頼の創造」の推進

『わいせつ0』『交通事犯0』『体罰0』『情報の厳重管理』『適正な会計及び事務手続き』

□□□ 勤務環境改善 □□□

◆ 勤務実態把握

- ・時差出勤の状況を机の上に表示
- ・退庁予定時刻をホワイトボードに記入
- ・時間外勤務の事前申請・事前承認

◆ 勤務の原則と意識改革

- ・毎週水曜日と第3～5金曜日の定時退庁
- ・帰庁が時間外となる出張の場合は直帰
- ・会議の90分以内終了と資料の事前配布